

「週休 2 日工事」 Q & A

令和 6 年 1 2 月 1 8 日

Q 1 夏季休暇、年末年始休暇とはどの日をいうのでしょうか。

A 1 夏季休暇、年末年始休暇は次の日を想定していますが、会社の休業日に合わせて変更しても差し支えありません。

- ・夏季休暇：8 月 1 3 日～8 月 1 5 日の 3 日間
- ・年末年始休暇：1 2 月 2 9 日～1 月 3 日の 6 日間

Q 2 4 週 8 休を前提とした工程を検討するにあたり、対象期間はどのように考えればいいのでしょうか。

A 2 工程検討に当たっては、次の対象期間（※）において 4 週 8 休の現場閉所を確保する必要があります。なお、現場閉所は、2 日以上連続する日と定める必要はありません。

※「対象期間」とは、「工事着手日」から「工事完成日」までの期間をいいます。なお、夏季休暇、年末年始休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。

Q 3 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。

A 3 当初の工期は 4 週 8 休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延伸協議を行ってください。

【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のような条件など

- ・作業時間の制限を受ける工事
- ・隣接工区との工程調整が必要な工事
- ・他機関との調整により作業できない期間が生じた場合など

Q 4 施工途中で週休 2 日の実施が困難となった場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

A 4 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理したうえで監督員に報告してください。未実施の場合は、労務費、機械経費（賃料）、及び間接費の補正対象とはなりません。ただし、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は対象期間から除くことができます。

Q 5 当日の急な降雨、降雪等により現場閉所とする場合、「現場閉所」扱いとできますか？

A 5 「現場閉所」とは巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいいます。作業する予定日に急な降雨、河川増水等により現場閉所とする場合は、その旨を、監督員に電話、メール又はファクシミリにより連絡してください。「現場閉所」扱いとします。現場閉所当日までに監督員と連絡が取れなかった場合も報告をお願いします。

Q 6 祝日、夏季休暇、年末年始休暇及び振替休日は、「現場閉所」として計上できるのでしょうか？

A 6 祝日は現場閉所の対象となるので、「現場閉所」として計上できます。ただし、夏季休暇、年末年始休暇は、現場閉所の対象外となるので、休んでいても「現場閉所」とは計上できません。また、日曜日と祝日が重なり、月曜日が振替休日となる場合において、月曜日を現場閉所日とした際には「現場閉所」として計上できます。

Q 7 現場閉所日に現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検を行った場合は、「現場閉所」として計上できるのでしょうか。

A 7 現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検については、保守点検等の現場管理上必要な作業であるため「現場閉所」として計上できます。

Q 8 週休2日工事を受注したが、4週8休以上を確保できなかった場合にペナルティはあるのでしょうか？

A 8 4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）が達成できなかった場合においても、工事成績評価において減点等のペナルティはありません。

ただし、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評価要領の別表第1における考査項目「7. 法令遵守等」において、1点減点するものとします。

Q 9 4週8休を目標として計画工程表を提出しましたが、閉所状況が4週8休未満となってしまった場合は、どのようなになるのでしょうか？

A 9 補正係数をおとして変更契約します。

Q 1 0 実施要領第 5 の表の、現場閉所率の考え方を教えて下さい。

A 1 0 対象期間に占める現場閉所日数の割合（現場閉所日数÷対象期間）となります。なお、現場閉所率は、少数第 2 位以下切り捨てとします。

Q 1 1 工事着手日および工事完成日はどのように決定するのでしょうか。

A 1 1 工事着手日は、実際の工事のための準備工事（調査、測量、現場事務所等の設置等の現地での準備作業）を開始した日です。

工事完成日は、後片付けが完了した日等、受発注者間で協議して決定してください。工事請負契約約款で定めている工事完成日と異なる日付となる場合があります。

Q 1 2 月単位の週休 2 日工事において 1 ヶ月だけ 4 週 8 休が達成できなかった場合、補正係数はどうなるのでしょうか。

A 1 2 月単位の週休 2 日は全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を達成することとなっております。1 ヶ月でも未達成の場合は、補正係数をおとして変更契約します。ただし、通期で 4 週 8 休以上を達成している場合は通期の週休 2 日の補正係数のままです。

Q 1 3 完全週休 2 日とはどのような状態ですか。

A 1 3 完全週休 2 日とは工期内のすべての土日で現場閉所を行った状態です。なお、完全週休 2 日を達成した場合は、工事成績評定要領の別表第 1 考查項目「5. 創意工夫」の「その他」において、1 点加点します。

Q 1 4 対象期間が 1 ヶ月未満となった場合の補正係数はどうなるのでしょうか。

A 1 4 週休 2 日対象期間（準備・後片付けを含む）が 1 ヶ月未満となった場合に、4 週 8 休（現場閉所率 28.5% 以上）を達成した時は月単位の補正係数で変更設計を行います。4 週 8 休に満たなかった場合は補正係数を落として変更設計を行います。

「週休2日交替制モデル工事」Q & A

Q 1 月単位の週休2日交替制モデル工事の対象とは？

A 1 週休2日工事实施要領（平成28年6月8日県土整備部技術企画課定め）
に定める月単位の週休2日工事としての発注が困難な工事、を対象としています。
ただし、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の工事は対象外として
おります。
（例）災害時の応急工事

Q 2 対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率はどのように確
認するのですか。
また、休日率はどのように算出するのですか。

A 2 週休2日交代制モデル工事の完了後に、休日確保結果が確認できる既存の
書類（休日及び出勤状況がわかる既存の資料）にて確認します。

休日率は、対象期間に占めるそれぞれの技術者（又は技能労働者）の休日日数の
割合を平均して算出します。なお、休日率は、少数第2位以下切り捨てとします。

【休日率 計算例】

=A 技術者（30.0%）+B 技術者（28.5%）+C 作業員（28.5%）+D 作業員（33.3%）/4
=30.07%≒30.0%

	技術者等	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	工期日数	休日日数	休日日数の割合
〇〇工事	A技術者	休日				休日			休日							10	3	30.0%
	B技術者		休日				休日		休日			休日				14	4	28.5%
	C作業員			休日			休日		休日					休日		14	4	28.5%
	D作業員				休日			休日			休日	休日				12	4	33.3%

※工事現場は毎日稼働（現場閉所しない）

Q 3 月単位の週休2日交替制モデルの場合の平均休日数の割合はどのように算出
するのですか。また、1ヶ月だけ4週8休が達成できなかった場合、補正係数
はどうなるのでしょうか。

A 3 平均休日数の割合は、対象期間に占める月毎にそれぞれの技術者（又は技能労
働者）の休日率を平均して算出します。なお、休日率は、少数第2位以下切り捨
てとします。

【平均休日率 計算例】

（1月）

=A 技術者（30%）+B 技術者（29%）+C 作業員（29%）+D 作業員（33%）/4

$=30.25\% \div 30.2\% \rightarrow \text{OK}$

(2月)

$=A \text{ 技術者 (28\%)} + B \text{ 技術者 (29\%)} + C \text{ 作業員 (29\%)} + D \text{ 作業員 (32\%)} / 4$

$=29.5\% \div 29.5\% \rightarrow \text{OK}$

(3月)

$=A \text{ 技術者 (31\%)} + B \text{ 技術者 (26\%)} + C \text{ 作業員 (29\%)} + D \text{ 作業員 (25\%)} / 4$

$=27.75\% \div 27.7\% \rightarrow \text{NG}$

1ヶ月でも未達成の場合、月単位の交替制の補正は行いません。ただし、通期で4週8休以上を達成している場合は通期の週休2日交替制の補正係数で変更契約します。

Q 4 工期が不足する場合、工期延伸はできるのでしょうか。

A 4 当初の工期は4週8休、天候不良による不稼働日及び準備・後片付け期間を考慮して設定していますが、現場条件等によって生じる不測の日数については、従来どおり発注者へ工期延伸協議を行ってください。

【例】当初工期が標準工期で算出している場合で、以下のような条件など

- ・作業時間の制限を受ける工事
- ・隣接工区との工程調整が必要な工事
- ・他機関との調整により作業できない期間が生じた場合など

Q 5 施工途中で週休2日交替制モデル工事の実施が困難となった場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

A 5 実施困難となる理由はさまざま考えられますが、実施困難な理由を整理した上で監督員に報告してください。

なお、未実施の場合は、労務費、現場管理費の補正対象とはなりません。

Q 6 月単位の週休2日交替制モデル工事で発注された工事において、工事着手前に、週休2日実施要領に定める月単位の週休2日工事として実施したい場合はどうしたらよいのでしょうか。

A 6 工事着手前に発注者との協議が整った場合は、週休2日実施要領に定める週休2日工事で実施することが可能です。

Q 7 受注後に「月単位の週休2日交替制モデル工事」を希望しない場合、ペナルティはあるのでしょうか？

A 7 対象工事は、「週休2日交替制モデル工事」の実施を必須としているもの

ではありません。あくまでも受発注者間で協議が整い、実施するものですから、ペナルティはありません。

Q 8 当日の急な降雨、降雪等により休日とする場合、「休日」扱いとできますか？

A 8 「休日」扱いとします。

Q 9 対象工事を受注し、週休2日交替制モデルを実施する工事としたが、4週8休以上を確保できなかった場合にペナルティはあるのでしょうか？

A 9 4週8休以上が達成できなかった場合においても、ペナルティはありません。